

3. 教職課程履修要項 — 高等学校・中学校・小学校・幼稚園教員免許状取得のために

本学で取得可能な教員免許状

本学で取得できる免許状は、各学科・専攻ごとに次のように文部科学省から課程認定を受けています。

学校種別が異なっても教科が共通の場合(英語、国語、宗教)、および社会科関係(社会/地理歴史または社会/公民)の組み合わせによる2教科の免許状の取得は、履修すべき科目に共通部分の多いことから可能です。それ以外の組み合わせによる2教科以上の免許状の取得は、必要単位数が過大になるため原則として認められません。

大学院文学研究科 (修士/博士前期課程)	学校種別	免許教科
大学院 英語英文学専攻	高等学校教諭 専修免許状	英語
	中学校教諭 専修免許状	
大学院 日本語日本文学専攻	高等学校教諭 専修免許状	国語
	中学校教諭 専修免許状	
大学院 史学専攻	高等学校教諭 専修免許状	地理歴史
	中学校教諭 専修免許状	社会
大学院 社会文化学専攻	高等学校教諭 専修免許状	公民
	中学校教諭 専修免許状	社会
大学院 哲学専攻	高等学校教諭 専修免許状	公民
	中学校教諭 専修免許状	社会
	高等学校教諭 専修免許状	宗教
	中学校教諭 専修免許状	
大学院 人間科学専攻	高等学校教諭 専修免許状	地理歴史
	高等学校教諭 専修免許状	公民
	中学校教諭 専修免許状	社会
	小学校教諭 専修免許状	
	幼稚園教諭 専修免許状	

文学部	学校種別	免許教科
英語文化コミュニケーション学科	高等学校教諭 一種免許状	英語
	中学校教諭 一種免許状	
日本語日本文学科	高等学校教諭 一種免許状	国語
	中学校教諭 一種免許状	
史学科	高等学校教諭 一種免許状	地理歴史
	高等学校教諭 一種免許状	地理歴史
哲学科	高等学校教諭 一種免許状	公民
	中学校教諭 一種免許状	社会
	高等学校教諭 一種免許状	宗教
	中学校教諭 一種免許状	
教育学科 (教育学専攻)	高等学校教諭 一種免許状	公民
	中学校教諭 一種免許状	社会
教育学科 (初等教育学専攻)	小学校教諭 一種免許状	
	幼稚園教諭 一種免許状	

教員免許状の取得要件

教員免許状を取得するためには、以下の基礎資格及び所定の単位を修得する必要があります。更に、小学校及び中学校の教員免許状を取得するためには、介護等体験が必要です。

●基礎資格等 (教育職員免許法第5条別表第1より抜粋)

第一欄	第二欄	第三欄
免許状の種類	所要資格	大学において修得することを必要とする最低単位数
	基礎資格	教科及び教職に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。 ※A
	一種免許状	学士の学位を有すること。
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。 ※A
	一種免許状	学士の学位を有すること。
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。 ※A
	一種免許状	学士の学位を有すること。
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。 ※A
	一種免許状	学士の学位を有すること。

- ※A 大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む(同表備考第2号)
- ※B 大学に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む(同表備考第2号及び免許法施行規則第66条の5)

●教科及び教職に関する科目の単位の修得方法

【幼稚園】(免許法施行規則第2条より抜粋)

第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状	
最低修得単位数	第二欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項 ※ 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	16	16	12
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6

第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第四欄	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 幼児理解の理論及び方法	4	4	4
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習 教職実践演習	5 2	5 2
第六欄	大学が独自に設定する科目		38	14	2

※「領域に関する専門的事項」の単位の修得方法は、健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。

【小学校】（免許法施行規則第3条より抜粋）

第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科に関する専門的事項 ※A 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） ※B	30	30	16
	第三欄	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	6
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法	10	10	6
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 生徒指導の理論及び方法					
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育実践に関する科目					
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習 教職実践演習	5 2	5 2	5 2
第六欄	大学が独自に設定する科目		26	2	2

※A 「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び英語の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。

※B 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ一単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては、六以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち二以上を含む。）についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。

【中学校】（免許法施行規則第4条より抜粋）

第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科に関する専門的事項 ※ 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	28	28	12
	第三欄	教育の理念的並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	6
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法	10	10	6
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 生徒指導の理論及び方法					
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習 教職実践演習	5 2	5 2	5 2
第六欄	大学が独自に設定する科目		28	4	4

※「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。これらは、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。なお、以下「」内に示された事項は当該事項の一以上にわたって行うものとする。

- ・国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）、社会 日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」
- ・英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
- ・宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」

教職課程

【高等学校】（免許法施行規則第6条より抜粋）

第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 ※ 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	24	24
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	8	8
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習 教職実践演習	3 2	3 2
	第六欄	大学が独自に設定する科目		36	12

※「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。これらは、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。なお、以下「 」内に示された事項は当該事項の一以上にわたって行うものとする。

- ・国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学
- ・地理歴史 日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌
- ・公民 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
- ・英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
- ・宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」

●免許法施行規則第六十六条の六に定める科目の単位の修得方法
【各免許状共通】

「日本国憲法2単位」、「体育2単位」、「外国語コミュニケーション2単位」、「情報機器の操作2単位」

●介護等体験

◆根拠法令

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律および施行規則
(平成10年4月1日施行)

◆介護等の体験の期間(施行規則第1条より)

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第二条第一項の文部科学省令で定める期間は7日間とする。(特別支援学校で2日間、社会福祉施設で5日間、計7日間)

◆介護等の体験を行う施設(施行規則第2条より)

児童福祉法に規定する施設、生活保護法に規定する施設、社会福祉法に規定する施設、老人福祉法に規定する施設、介護保険法に規定する施設、障害者自立支援法に規定する施設、文部科学大臣が認める施設等

履修上の注意

●全般

1. 個別に相談すべき事項の生じたときは、教務課または直接その任に当たっている各学科・専攻の教職課程委員に連絡してください。
2. 教職課程一般に関する連絡事項は、Sophie上に掲示するので、毎日必ず確認してください。
3. 「教職課程履修カルテ」について
2010年度以降入学者から、教職課程履修の際に「教職課程履修カルテ」の作成が義務付けられています。この「教職課程履修カルテ」は、各自学生が、各年次終了時に様式をホームページからプリントアウト、記入して情報を蓄積した後、4年次に履修する科目「教職実践演習」で使用します。詳細は、別途説明会、学内ホームページで確認してください。「教職課程履修カルテ」の提出がない場合、4年次後期に開講される「教職実践演習」の履修はできません。

●履修の手続き

1. 教職課程の履修を希望する者は、毎年4月上旬に行われる学年別ガイダンスに必ず出席してください。ガイダンスの日程等は、別に掲示します。
2. 教職課程の履修を希望する者は、毎年、年度初めに所属学科・専攻にて承認を受けた「教職課程履修希望届」を教務課に提出して、登録をしなければなりません。詳細については、4月上旬に行われる学年別ガイダンスにて説明します。

3. 上記登録は2年次に開始することを原則としますが、3年次以降に登録を希望する場合は、所属学科・専攻に相談の上、教務課窓口にて所定の手続きをしてください。

●教職課程年間スケジュール

主な年間スケジュールは次のとおりです。

	1年次生	2年次生	3年次生	4年次生
4月		介護等体験ガイダンス (前年度申込者対象) 介護等体験費納入	教育実習手続き ガイダンス 教育実習手続き	教育実習 ガイダンス 教育実習諸費納入 ----- 教育実習録配布 免許状申請 手続き
5月～				教育実習開始
6月			教職課程履修 カルテの提出	
7月			次年度都内公立 校教育実習希望 者ガイダンス 次年度姉妹校 教育実習希望者 対象ガイダンス	
9月				教職課程履修 カルテの記入 ----- 教職課程履修 カルテの提出の 予定
10月	教職課程 ガイダンス	教職課程 ガイダンス		
11月				免許状申請手続き 書類配布および 説明会免許状申請 料納入
12月	次年度介護等体験希望者 対象ガイダンス(申込)			
1月			教育実習学生 調書提出	教職課程履修 カルテの記入 ----- 教職課程履修 カルテの提出の 予定
3月	教職課程履修 カルテの記入	教職課程履修 カルテの記入	教職課程履修 カルテの記入	免許状授与 (卒業日)

<注1> 介護等体験については、1年次か2年次のどちらかの学年で申込みをし、申込年度の翌年度に合計7日間の介護等体験をする。

<注2> この他、介護等体験学生のための講演会が複数回開催予定である。

介護等体験

●介護等体験とは

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律により、小学校や中学校教諭免許取得を希望する者は、1998年度以降入学者から、特別支援学校ならびに社会福祉施設等での「介護等体験」が義務づけられました。本学では介護等体験を授業科目扱いとしていないため単位になりませんが、体験前から「介護等体験証明書」が発行されます。当該証明書は教員免許状申請に必要です。

教職課程

●体験の期間

教員免許状の種類に応じて必要とされる介護等体験は次のとおりです。

取得希望免許状	介護等体験の要・不要および体験期間
高等学校教諭一種免許状	不要
中学校教諭一種、二種免許状	要7日間（社会福祉施設5日、特別支援学校2日）
小学校教諭一種、二種免許状	要7日間（社会福祉施設5日、特別支援学校2日）
幼稚園教諭一種、二種免許状	不要

●申込み手続き

介護等体験の学内申込みは、1年次後期または2年次後期のいずれか一方の所定期間に行います。期間内に所定の手続きをしない者は、翌年度の介護等体験を行うことができません。必ず1年次もしくは2年次後期に介護等体験申込みの手続きを行ってください。本学では、原則として4年次に介護等体験と教育実習の両方を行うことを認めません。

●体験先の決定方式

具体的な体験先の決定については、大学に一任する方式（大学交渉）のみです。大学は希望学生を取りまとめ、特別支援学校の体験申込みは教育委員会へ、社会福祉施設の体験申込みは社会福祉協議会へ申請し決定されます。

●介護等体験に関する注意事項

1. 介護等体験関係ガイダンスの取り扱い

介護等体験申込者は、介護等体験ガイダンス、事前指導および講演会等の出席が義務づけられています。

2. 体験期間中の大学の授業欠席の取り扱い

介護等体験に伴うやむを得ない大学の授業欠席は、所定の期間に公欠届の手続きをすることにより公欠扱いとなり、出席回数に算入します。

3. 体験期間中の体験欠席についての取り扱い

病気その他のやむを得ない理由で介護等体験を欠席する場合は、速やかに体験先及び教務課に届け出て指示に従ってください。無断欠席は絶対にしてはなりません。

4. 介護等体験費

① 介護等体験を行う者は、介護等体験年度4月の所定期間に介護等体験費14,500円を納入しなければなりません。

② 一度納入された介護等体験費は、理由のいかんにかかわらず返還しません。

教育実習

●教育実習とは

本学で教員免許状取得を希望する者は、学部最終学年の4年次に取得を希望する免許に応じて高等学校、中学校、小学校、

幼稚園のいずれかの教育現場で実習をします。教育実習は、授業科目として単位になります。

●実習校(園)と実習期間

1. 本学では取得希望免許状の種類と実習校(園)の種類を一致させることを原則としています。教員免許状の種類に応じて必要とされる実習校(園)と実習期間は次のとおりです。

取得希望免許状	実習校(園)	実習期間(単位)
高等学校教諭一種免許状のみ	高等学校	2週間(2単位)
中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状	中学校または高等学校	3～4週間(4単位)
小学校教諭一種、二種免許状	小学校	4週間(4単位)
幼稚園教諭一種、二種免許状	幼稚園	4週間(4単位)

2. 初等教育学専攻小学校コース生・初等教育コース生が幼稚園の免許を取得する場合は、小学校で4週間の教育実習をすることで、幼稚園の教育実習は免除されます。初等教育学専攻幼稚園コース生・幼児教育コース生が小学校の免許を取得する場合は、幼稚園で4週間の教育実習をすることで、小学校の教育実習は免除されます。

●教育実習手続き(教育実習要件)

1. 教育実習は4年次前期に履修登録しますが、そのための手続き(「教育実習手続依頼書」の提出)は3年次前期初めの所定の期間に行われます。期間内に所定の手続きを完了しない者は、4年次での教育実習を行うことはできません。
2. 教育実習は教職に就く意志のある者に限られます。希望者は、3年次の手続き(「教育実習手続依頼書」の提出)に先立って、各学科・専攻教職課程委員による、その意志の確認を受けなければなりません。
3. 4年次で教育実習を履修するためには、3年次の終わりにまでに教育実習履修資格要件を修得しておかなければなりません。教育実習履修資格要件を満たさない場合は、実習取り消しとなります。

教育実習履修資格要件は、中学校・高等学校(教科別)、小学校(学生所属別)、幼稚園(学生所属別)に次のとおり設定されています。

実習先	教育実習履修資格要件掲載ページ
中学校・高等学校	中学校・高等学校(履修要覧p.251参照)
小学校	初等教育学専攻初等教育コース(履修要覧p.251)
幼稚園	初等教育学専攻幼児教育コース(履修要覧p.251)

※協定校科目等履修生は別途、教育学科の指導に従ってください。

4. 教育実習履修資格要件に規定された科目のうち、時間割上他の専攻必修科目との重なりから当該年次中の履修が

不可能な科目のある場合は、当該年次履修登録期間中に、所定用紙でその事情を教務課に届け出て指示に従ってください。

5. 教員免許状取得希望者で、留学を志望する者は速やかにその旨を教務課に届け出て指示に従ってください。

●実習校の決定方式

1. 具体的な実習校の決定については、それを大学に一任する方式（大学交渉）と、実習登録者が個人的に当該学校（園）と交渉のうえ決定する方式（個人交渉）とがあります。
 2. 大学交渉の場合には、さらに都内公立校と聖心女子学院姉妹校（出身校に限る）とに分けて希望できますが、実習校の決定がその希望どおりになる保証はありません。また、実習は指定された期間に行わなければなりません。
 3. 個人交渉の場合には、その交渉校は原則として出身母校とします。ただし、都内公立校と聖心女子学院姉妹校を個人交渉校とすることはできません。また、実習は指定された期間に行わなければなりません。
- ※地方公立校の場合は、県外実習の受入れが可能か、別途所定手続きが必要かどうかを確かめてから交渉してください。

●教育実習に関する注意事項

1. 教職関係ガイダンスの取り扱い
教職課程を履修する者は、2年次の教職課程関係ガイダンス、3年次の教育実習手続ガイダンス、4年次の教育実習ガイダンス等に出席が義務づけられています。
2. 実習期間中の大学の授業欠席の取り扱い
教育実習および教育実習事前打ち合わせに伴うやむを得ない大学の授業欠席は、所定の期間に公欠届の手続きをすることにより公欠扱いとなり、出席回数に算入されません。
3. 実習期間中の実習欠席についての取り扱い
 - ① 病気その他のやむを得ない理由で教育実習を欠席する場合は、速やかに実習校及び教務課に届け出て指示に従ってください。無断欠席は絶対にしてはなりません。
 - ② 教育実習期間中に教員採用試験以外の一般企業等の就職活動は認められません。
4. 教育実習諸費
 - ① 教育実習を行う者は、教育実習年度4月の所定期間に教育実習諸費を納入しなければなりません。納入金額は以下のとおりです。

取得希望免許状	納入金額
高等学校教諭免許状のみ	2週間合計 23,000円
中学校と高等学校教諭免許状	3週間合計 28,000円
幼稚園／小学校教諭免許状	4週間合計 32,000円

- ② 一度納入された教育実習諸費は、理由のいかんにかかわらず返還しません。

●科目等履修生

科目等履修生として教育実習を希望する者は「聖心女子大学科目等履修生規程」および教育実習履修資格要件に規定された要件に従うほか、次の条件を満たさなければなりません。

- ① 実習校は個人交渉校とする。
- ② 教育実習予定年度の前年4月に行われる教育実習手続きガイダンスに出席していること。